

受け付けは2月16日(木)～3月15日(木)

# 市県民税の申告と所得税の確定申告

税金の申告時期が近づいてきました。準備は済みましたか？

今年は、各支所での受け付けが指定日だけになります。また市役所本庁の申告会場を、本庁舎北側に設けた特設会場に変更しましたので、注意してください。

住んでいる地域にかかわらず、どの場所でも受け付けできます。早めに準備して、混雑しないうちに申告を済ませましょう。

## 問い合わせ先

- 所得税の確定申告  
銚子税務署 (☎0479-22-1571)
- 市県民税の申告  
市税務課課税班 (☎62-5321)

## 気を付けて！ 各支所での受け付けが指定日だけになりました

受付時間／午前8時30分～正午、午後1時～5時

### ◆2月

○印…指定日

| 場所         | 16日(木) | 17日(金) | 18日(土) | 19日(日) | 20日(月) | 21日(火) | 22日(水) | 23日(木) | 24日(金) | 25日(土) | 26日(日) | 27日(月) | 28日(火) | 29日(水) |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市役所本庁特設会場  | ○      | ○      |        |        | ○      | ○      | ○      | ○      | ○      |        |        | ○      | ○      | ○      |
| 海上支所1階相談室  | ○      | ○      |        |        | ○      |        |        |        |        |        |        |        |        | ○      |
| 飯岡支所1階旧税務室 |        |        |        |        |        | ○      | ○      | ○      |        |        |        |        |        |        |
| 干潟支所1階会議室  |        |        |        |        |        |        |        |        | ○      |        |        | ○      | ○      |        |

### ◆3月

| 場所         | 1日(木) | 2日(金) | 3日(土) | 4日(日) | 5日(月) | 6日(火) | 7日(水) | 8日(木) | 9日(金) | 10日(土) | 11日(日) | 12日(月) | 13日(火) | 14日(水) | 15日(木) |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市役所本庁特設会場  | ○     | ○     |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     |        |        | ○      | ○      | ○      | ○      |
| 海上支所1階相談室  | ○     | ○     |       |       | ○     |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |
| 飯岡支所1階旧税務室 |       |       |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |        |        |        |        |        |        |
| 干潟支所1階会議室  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        | ○      | ○      | ○      | ○      |

※給与所得者や年金受給者の還付申告に限り、2月9日(木)から市役所本庁特設会場で受け付けます。

## 皆さんの声を市政へ

# 市長への手紙

市では、市民の皆さんからの市政に対する意見や提案などを聴く「市長への手紙」制度を実施しています。

皆さんからの手紙は市長が目を通し、関係部署で調査や検討を行い、その結果を差出人に回答しています。市政に参加する身近な方法ですので、この制度を活用し、皆さんの声を市長へ届けてください。

### 【手紙の出し方】

様式は問いません。「市長への手紙」と明記して、差出人の住所・氏名・連絡先(電話番号など)、意見や提案などを記入し、郵送、ファクスまたは市ホームページの専用フォームから送付してください。また市役所と各支所には、専用の用紙や手紙などを投函する箱が置いてあります。

### 【注意事項】

● 第三者を誹謗中傷するような内容のものは、送らないでください。



● 内容によっては、回答できない場合があります。

● 文書で回答します。住所と氏名、連絡先は必ず記入してください。

● 手紙の内容は、個人が特定できないようにした上で、市の広報紙やホームページに掲載する場合があります。

● 手紙に書かれた個人情報、守られます。ほかの目的に使用することはありません。

### 送付・問い合わせ先

〒289・2595  
旭市二の1920  
「市長への手紙」係(秘書広報課広報聴聴班内)

☎ 62・8070  
FAX 63・4946